

四日市市告示第 1 8 4 号

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱（平成 1 1 年四日市市告示第 3 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式及び第 4 号様式を次のように改める。

住 所

名 称

代表者

四日市市新規産業創出事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市新規産業創出事業補助金については、四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金の額 金 円

2 事業名

（事業： 自社研究開発 / 成長分野への新規参入 ）

3 補助金の交付の条件

(1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

(2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

住 所

名 称

代表者

四日市市新規産業創出事業補助金交付却下通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市新規産業創
出事業補助金については、交付できませんので通知します。

事業名

年 月 日

四日市市長

第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

第 号

住 所

名 称

代表者

四日市市新規産業創出事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市新規産業創出事業補助金の計画
変更を承認したので、四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定に基づ
き、交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1 事業名

2 変更決定額 金 円

3 計画変更の内容

4 条件

第 8 号様式を次のように改める。

住 所

名 称

代表者

四日市市新規産業創出事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度四日市
市新規産業創出事業補助金は 年 月 日付け事業実績報告書に基づき、
四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり補
助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 確定補助金の額 金 円

2 事業名

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部工業振興課)